

第 8 次広島県保健医療計画の中間見直しについて

1 趣旨

医療計画については、医療法第 30 条の 6 により、在宅医療、医師の確保、外来医療に関する事項及びその他必要な事項について、3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することとされている。

このため、令和 8 年度に 3 年目を迎える第 8 次広島県保健医療計画について中間評価を行うとともに必要な見直しを行う。

2 国の方針など

- 厚生労働省が設置している「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」及び「在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ」では、見直しに向けて、5 疾病・6 事業、在宅医療、医師の確保及び外来医療ごとの課題の把握と指標の見直し等が検討されている。
- 見直しに当たって、同省から「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」（以下「指針等」という。）並びに「医師確保計画策定ガイドライン」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が一部改正された上で示される予定である。

3 想定される見直し検討事項

（１）医療計画に記載する事項や指標例等の見直し

指針等の一部改正に伴い新たに必要となる現状把握や課題整理、数値目標の再設定と施策の検討

（２）外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（外来医療計画）の見直し

医療計画の中に 3 か年計画として位置付けられる外来医療計画における第 8 次計画（後期）の検討・策定

（３）医師の確保に関する事項（医師確保計画）の見直し

医療計画の中に 3 か年計画として位置付けられる医師確保計画における第 8 次計画（後期）の検討・策定

（４）地域計画の見直し検討

地域計画の中間評価を踏まえた目標の再設定と施策の検討

（５）次期ひろしま高齢者プラン（令和 9～11 年度）との一体的な検討

地域の実情に応じた医療・介護提供体制の検討、地域包括ケアシステムの強化に向けた広域的な連携・取組の検討

4 見直しの手順

本計画の策定時と同じく、広島県地域保健対策協議会や関係する県設置の会議等の意見を踏まえて見直しの素案を整理したうえで、医療審議会へ諮る手順とする。

令和8年3月31日開催予定の医療審議会へ諮問する。

医療審議会	県の諮問を受け、改定案の具体的な検討を保健医療計画部会に依頼。保健医療計画部会で検討された改定案を審議
保健医療計画部会	改定案の具体的な内容の検討と取りまとめ
・県地域保健対策協議会の委員会 ・県が設置する会議等	5 疾病 6 事業及び在宅医療、医療従事者確保等、個別の分野ごとに検討
・各圏域の地域保健対策協議会	圏域ごとの地域計画を検討

5 検討の流れ

今後、厚生労働省から示される予定の指針等及びガイドラインを踏まえて調整する。

区分	令和 8 年										令和 9 年		
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
医療審議会	○ 知事からの諮問 答申案の審議 ○												
医療審議会 計画部会	中間評価 ● 見直し方針(案) 骨子案 ● (外来医療計画・ 医師確保計画のみ) 見直し案 ● (素案) 改定案 ●												
各分野検討	県地対協 県設置会議	必要に応じて各医療分野の見直し案について協議・検討											
各圏域検討	圏域地対協	地域計画の評価・見直し											
		地域医療構想調整会議の運営											
県	令和 7 年度までの進捗把握 見直し事項の整理												
《高齢者 プラン》	高齢者施策総合推進会議 振り返り ● 国の基本指針案 骨子案 ● 素案 ● 最終案 ●												

6 今後の見通し

保健医療計画の二次医療圏については、新たな地域医療構想が医療計画の上位概念に位置付けられたことから、新たな地域医療構想における構想区域の点検・見直しを先行して行うこととし、新たな構想区域を踏まえ、第9次保健医療計画に向けて見直しを検討する。

区分	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
	第8次保健医療計画				第9次保健医療計画
地域医療構想	新たな地域医療構想の策定				
構想区域	点検・見直し				
保健医療計画	中間見直し		第9次計画の策定		
二次医療圏	7圏域を維持		構想区域を踏まえた見直し検討		見直し後の医療圏